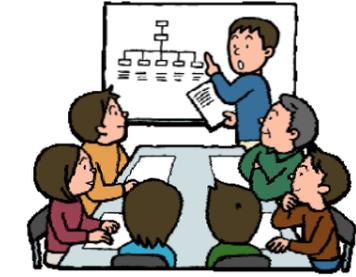


川崎区地域防災計画について



川崎区地域防災計画

：平成18年3月策定

【目的】

区民にとって身近な災害予防、災害応急対策を総合的・計画的に実施することにより、被害の軽減と区民の防災意識の向上を図り、「自助」「共助」の推進をもって地域防災力を強化することで、区民の安全・安心な地域生活環境の整備を推進する。

関係規定

：職員行動マニュアル(平成20年度改訂版)
業務継続計画〔区〕

区地域防災計画は、市地域防災計画等と整合性・関連性を有する。

市地域防災計画

：災害対策基本法にもとづいた防災計画で、市と地域住民、行政機関や公共機関が具体的な防災活動を実施することに重点を置き、市と防災関係機関等の防災活動に関する基本方針を示したもの

：震災対策編(平成18年度修正)

(平成24年7月第1期修正)

⇒第2期修正

平成25年度に公表予定

風水害対策編(平成20年度修正)

都市災害対策編(平成21年度修正)

資料編(平成22年度修正)

第1期修正とは、地震被害想定調査を待たずに、早急に対応すべき項目の修正
第2期修正とは、地震被害想定調査結果等を反映した、地域防災計画全体の修正

基礎資料

地震被害想定

(平成22年3月、見直し作業)

減災目標の設定

地域防災戦略(平成22年3月、見直し作業中)

：地域防災計画の実効性を高め、減災目標を達成するための施策を実施・推進する計画と位置付けている

業務継続計画

(行政としての減災施策)

実行計画

反映

川崎区地域防災計画(素案)の目次

第1章 総則	第3章 災害応急対策
1 基本方針	1 区本部
(1) 計画の目的	(1) 区本部の設置
(2) 川崎市地域防災計画との関係	(2) 区本部の運営及び所掌事務
(3) 東日本大震災を踏まえた市の震災対策の見直しについて	(3) 区本部の応援要請
2 区の概要	2 情報の共有
(1) 自然的条件	(1) 情報の収集
(2) 社会的条件	(2) 情報の伝達
第2章 災害予防計画	(3) 広報・公聴
1 防災組織体制	3 地域における救助と救護等(区民の初期行動)
(1) 区本部	(1) 消火活動 (2) 救助活動
(2) 防災関係機関との連携	(3) 応急手当 (4) 通報
(3) 自主防災組織の活性化	4 避難対策
(4) その他の組織の活用	(1) 避難勧告等 (2) 避難誘導
2 地域防災拠点の活用	(2) 避難者の受入 (4) 避難所の開設
(1) 地域防災拠点とは	(5) 避難所の管理・運営
(2) 地域防災拠点の機能	5 地域医療救護体制
3 避難施設	(1) 区本部(保健福祉センター)の役割
(1) 広域避難所、一時避難場所及び避難所の定義	(2) 医療救護所の設置
(2) 避難所の充実・強化	(3) 災害時医療拠点病院
(3) 避難所運営会議	6 物資の供給
(4) 避難路の確認	(1) 給水
4 緊急輸送体制	(2) 食糧・生活必需品
(1) 緊急交通路	(3) 救援物資の受入・配分
(2) 緊急輸送路	7 遺体の取り扱い
5 災害に強い地域づくり	8 応急危険度判定
(1) 区民啓発	(1) 応急危険度判定活動
(2) 自主防災組織等の育成	9 防疫・保健衛生
(3) 防災ネットワークづくりの推進	10 ごみ・し尿処理
(4) 防災訓練の実施	(1) ごみ処理 (2) し尿処理
(5) 家庭における予防対策	(3) 災害用トイレ
(6) 企業・事業所における予防対策	11 消防対策
6 災害に強い地域づくり	(1) 警防体制 (2) 警防活動
(1) 建築物の耐震・不燃化の促進	12 警備活動
(2) 上下水道施設の安全対策	13 ライフライン
(3) 倒壊・落下物防止等	(1) 電気 (2) ガス
(4) 河川の安全対策	(3) 上・下水道 (4) 電話
(5) 道路・橋りょう施設の安全対策	14 ボランティアとの連携
(6) 港湾施設の安全対策	(1) ボランティアへの支援体制
7 災害時要援護者の支援	(2) ボランティア活動の総合調整
(1) 災害時要援護者の避難支援体制の確立	15 公共施設等
(2) 災害時要援護者と近隣住民等とのコミュニティの形成	(1) 学校 (2) 市の管理施設
(3) 災害時要援護者の避難後の対策	(3) 大規模集客施設
第4章 区民生活の安定	第5章 東海地震に関連する対策
第5章 東海地震に関連する対策	第6章 東日本大震災を踏まえて新たに課題となった事項への対策
第6章 東日本大震災を踏まえて新たに課題となった事項への対策	1 各種対策
	(1) 津波対策 (2) 液状化対策
	(3) 帰宅困難者対策 (4) 長周期地震動対策
	(5) 臨海部(石油コンビナート地域)の防災対策
	2 川崎区危機管理地域協議会
	3 川崎区危機管理推進委員会

川崎区危機管理地域協議会(外部団体等)
：平成24年6月設置
(構成メンバー：行政、鉄道事業者、医療関係者、公益事業者、民間事業者等57団体)
川崎区危機管理推進委員会(区行政内部)
：平成17年設置

主な変更事項(第1次改訂)

- 東日本大震災を踏まえて新たに課題となった事項への対応として、章立てとした。
 - ①津波対策
 - ②液状化対策
 - ③帰宅困難者対策
 - ④長周期地震動対策
 - ⑤石油コンビナート対策等への各対策への取組
- ◎区本部体制の見直し(組織改正)
- ◎町内会等に参加していない大規模集合住宅等における自主防災組織の結成促進
- ◎防災協力事業所制度を追記
- ◎避難所運営会議の活性化及び円滑な運営に向けた方針
- ◎避難所運営会議等への女性参加促進
- ◎高層住宅(マンション)の防災対策

○時点修正(前回H19.3時点)
○市のホームページ等で引用できる情報を積極的に引用案内する。

※1次改訂：24年中、公表
【今後の予定】
※市地域防災計画の2次改訂及び川崎区危機管理地域協議会の協議・検討結果、職員行動マニュアルの見直し結果を2次改訂に反映

